

平成 2 6 年 度

山武郡市広域水道企業団
資金不足比率審査意見書

山武郡市広域水道企業団監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付する。

平成27年 7月23日

山武郡市広域水道企業団
監査委員 野島 暉通

第 1 審査の対象

平成 26 年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期日

平成 27 年 6 月 23 日

第 3 審査の方法

この審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率は、地方公共団体財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、経営健全化基準と比較してこれを下回っており、財政は健全であると認められた。

記

(単位：%)

会計名	平成 26 年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

※資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「—」で表示している。